

香川高等専門学校国際交流室規程

平成 22 年 6 月 24 日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、国際交流室の組織等について定めるものとする。

(目的)

第2条 国際交流室は、学生及び教職員の海外交流並びに留学生の受入れを促進し、海外の教育機関との学術交流の強化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 国際交流室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 海外の教育機関との国際交流に関すること。
- 二 学生の海外派遣に関すること。
- 三 留学生的受入・支援に関すること。
- 四 その他国際交流に関する必要な事項

(組織)

第4条 国際交流室は、国際交流室長（以下「室長」という。）、副室長及び室員で構成する。

2 国際交流室に、必要に応じて室長補佐を置くことができるものとする。

(室長及び副室長)

第5条 室長及び副室長は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

2 室長は、国際交流室の業務を掌理する。
3 副室長は、室長を補佐し、国際交流室の業務を整理する。

(室長補佐)

第5条の2 室長補佐は、室長からの要請に基づき、特別の事業について見識のある教職員の中から校長が指名する者をもってあてる。

2 室長補佐は、室長の指定する事業について室長を補佐し、関連業務に従事する。

(室員)

第6条 室員は、教職員の中から校長が任命する。

2 室員は、室長、副室長の下に国際交流室の業務に従事する。

(室長、副室長及び室員の任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員

を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 室長補佐を置く場合は、その任期を始期の属する年度の3月31日までとする。ただし、第5条の2の事業が継続する年度ごとに再任することができる。

(運営)

第8条 国際交流室の業務の円滑な運営を図るため、及び香川高等専門学校における国際交流活動の指針を策定するため、香川高等専門学校国際交流室会議（以下「国際交流室会議」という。）を置く。

- 2 国際交流室会議は、国際交流室長が招集し、議長となる。

- 3 国際交流室長に事故あるときは、あらかじめ国際交流室長の指名する者が議長の職務を代行する。

(事務)

第9条 国際交流室の事務は、学務課、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、国際交流室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

- 2 この規程の施行後、最初に任命される第5条及び第6条に掲げる職務の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年7月5日から施行し、改正後の「香川高等専門学校国際交流室規程」については、平成24年6月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行により、香川高等専門学校国際交流室委員会規程（平成22年7月1日施行）は廃止する。